

平成30年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

1 処理概況

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成30年度においては、優越タスクを活用して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、警告1件、注意56件を処理した。

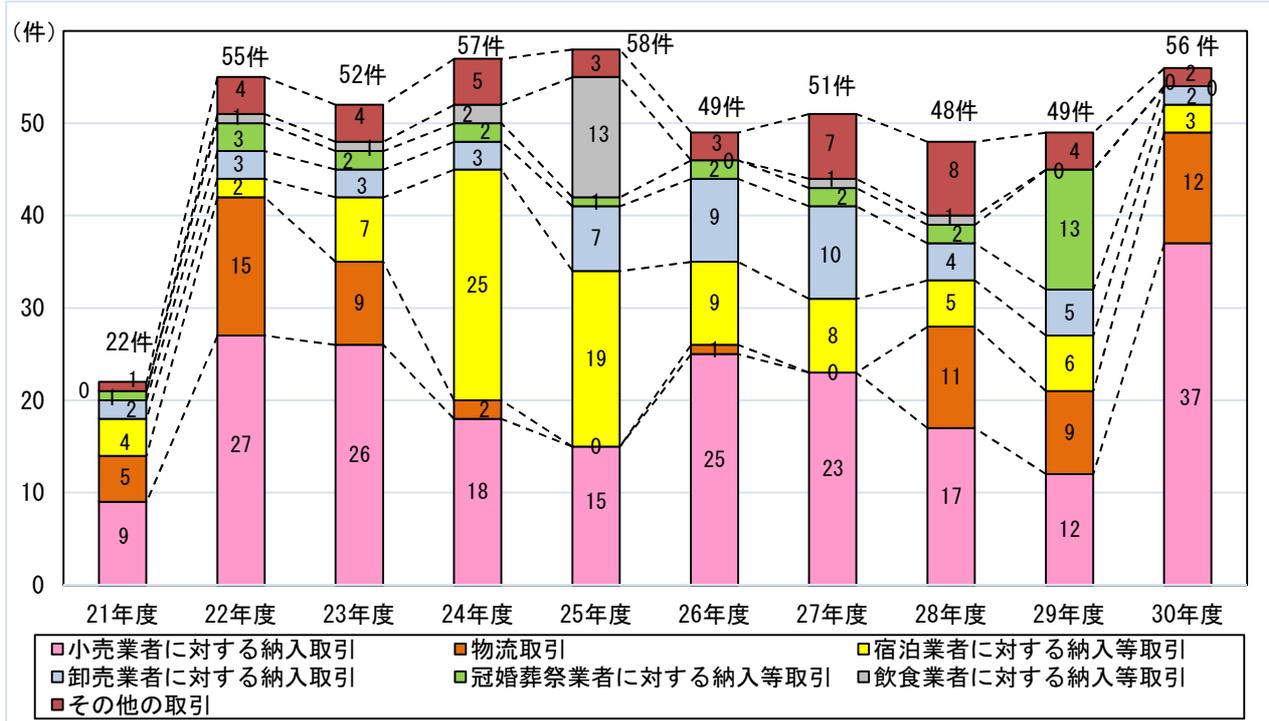
2 警告の概要

岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、優越タスクにより審査を行い、警告を行った。

岩手県産株式会社は、納入業者のうち、1か月間における特定商品（岩手県産株式会社が納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたもの。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。  
（平成30年11月21日 警告）

3 注意の件数及び内容

<図：年度別注意件数の推移>



(1) 注意を行った56件を取引形態別にみると、前図のとおり、小売業者（ドラッグストア、ホームセンター等）に対する納入取引が37件と最も多く、次いで物流取引が12件、宿泊業者に対する納入等取引が3件、卸売業者に対する納入取引が2件、その他の取引が2件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が60件中29件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が15件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が43件中9件と最も多く、次いで「その他経済上の利益の提供の要請」と「減額」がそれぞれ8件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が3件中3件となっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「従業員等の派遣の要請」が31件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が15件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	卸売業者に 対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	3	6	3	0	0	12
協賛金等の負担の要請	15	0	0	0	0	15
従業員等の派遣の要請	29	0	0	1	1	31
その他経済上の利益の 提供の要請	3	8	0	0	0	10
返品	4	0	0	1	0	5
支払遅延	2	7	0	0	0	9
減額	3	8	0	1	1	13
取引の対価の一時的決 定	1	2	0	0	0	3
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	9	0	0	0	9
その他	0	3	0	0	0	3
合計	60	43	3	3	2	111

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(56件)と行為類型の内訳の合計数(111件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

## 第2 効率的・効果的な処理

### 1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更なる調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれが見られた場合には、注意を行っている。

(2) 平成30年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約48日であった（前年度は約41日）。

### 2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案について、関係事業者の取引先事業者からヒアリングを行うなどフォローアップ調査を行っているところ、平成30年度に実施したフォローアップ調査6件のうち、5件において取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものも6グループあった。

## 別紙

### 優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

#### 1 小売業者に対する納入取引

##### 購入・利用強制

- (1) ドラッグストアを営むAは、商品部のバイヤーから、取引先納入業者に対し、クリスマスケーキの購入を要請していた。
- (2) スーパーマーケット及びファッション専門店を営むBは、商談・発注担当者が専務取締役名義の文書等を送付する方法で、取引先納入業者に対し、お節料理の購入を要請していた。また、Bは、ギフト商品の販売会を開催する際に、商談・発注担当者が文書等を送付して販売会の開催日及び販売するギフト商品を伝える方法により、取引先納入業者に対し、ギフト商品の購入を要請していた。

##### 協賛金等の負担の要請

- (3) ホームセンターを営むCは、取引先納入業者に対し、協賛金額の算出根拠等を明確にすることなく、最大で開店後6か月間にわたり、オープン協賛の負担を要請していた。
- (4) ドラッグストアを営むDらの持株会社であるDDは、Dらが子会社となったときなどに、既に取り引のあった納入業者に対して一律に、新規開店に係る協賛金の負担を要請するようDらに指示し、Dらは、算出根拠、使途、納入業者が得られる利益等を示さずに協賛金の負担を要請していた。
- (5) 家具小売業を営むEは、取引先納入業者に対し、協賛金の額に関する具体的な算出根拠等を明確にすることなく、販売促進費用の一部に充てるための販売協賛金と、新規開店時のオープンセールにおける値引原資の一部に充てるためのオープン協賛金を要請していた。

##### 従業員等の派遣の要請

- (6) ホームセンターを営むFは、店舗の新規開店に際し、取引先納入業者に対し、他社商品を含めた家具等の陳列作業を行わせるため、従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (7) 食品スーパーを営むGは、毎年春及び秋の棚替えに際し、取引先納入業者に対し、他社商品を含めた商品の陳列作業を行わせるため、日当以外の従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

- (8) ドラッグストアを営むHは、新規開店及び改装開店に際し、取引先納入業者に対し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせるため、派遣に通常要する費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

#### 返品

- (9) ホームセンターを営むIは、取引先納入業者に対し、買取り条件で仕入れた商品について、棚替えによって棚から外れた際に、その都度納入業者から同意を得ていたものの、返品によって納入業者に通常生じる費用を負担することなく返品していた。

#### その他経済上の利益の提供の要請

- (10) 食品スーパーを営むJは、取引先納入業者に対し、本来納入業者が負担する必要がないにもかかわらず、福袋に入れる商品が無償で提供するように要請していた。

## 2 物流取引

#### 支払遅延

- (1) 建設資材製造業を営むKは、書面による合意を得ることなく、金融機関休業日を理由として、取引先物流事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日までに運送代金を支払っていないかった。

#### 減額

- (2) 物品賃貸業を営むLは、取引先物流事業者に対し、「●●値引き」と称して、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた運賃に一定率を乗じて得た額を減額していた。
- (3) 物品賃貸業を営むMは、取引先物流事業者に対し、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、支払代金から千円単位又は百円単位の端数分を減額していた。
- (4) 食品製造業を営むNは、取引先物流事業者に対し、物流事業者から書面による合意を得ることなく、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料相当額を減額していた。

#### 不当な経済上の利益の提供要請

- (5) 発泡樹脂製品等の製造業を営むOは、取引先物流事業者に対し、契約外の業務である顧客指定場所における荷下ろし等の業務について、当該業務に係る費用を支払うことなく従事させていた。

## その他

- (6) 機械器具製造業を営むPは、取引先物流事業者に対し、期間135日の手形を交付していた。
- (7) ゴム製品製造業を営むQは、取引先物流事業者に対し、工場や流通センターにおける積込みや荷下ろしの際、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、無償で待機させていた。
- (8) 外装材製造業を営むRは、取引先物流事業者に対し、工場から出荷する際に、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、無償で待機させていた。

### 3 宿泊業者に対する納入等取引

#### 購入・利用強制

宿泊業を営むSは、取引先納入業者に対し、取引関係に影響を及ぼし得る総支配人がチラシと購入希望数量を記載した文書を手交する方法等により、クリスマスケーキやお節料理の購入を要請していた。

### 4 卸売業者に対する納入取引

#### 減額

機械器具卸売業を営むTは、取引先納入業者に対し、「事務手数料」と称して、支払代金に一定率を乗じて得た額を、あらかじめ定めた代金から減額していた。

### 5 その他の取引

#### 従業員等の派遣の要請

- (1) 総合工事業を営むUは、取引先納入業者に対し、毎年1月と7月に開催する住宅展示会に際し、駐車場の整理・誘導、来客者のブースへの案内等を行わせるため、派遣に通常要する費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (2) 持株会社であるVは、ホームセンターを営む連結子会社と共に、取引先納入業者に対し、当該連結子会社の新規開店や改装開店の際、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせるため、派遣に通常要する費用を負担することなく、従業員等を派遣するよう要請していた。